

## 国際郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正																				
<p>(特別引出権と本邦通貨との換算割合)</p> <p>第7条 (略) 2 SDRと本邦通貨の換算割合は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(注) 第2項の当社が別に定める換算割合は、<u>2025年</u>1月1日から1SDRにつき<u>199.7635円</u>とします。</p> <p>(外国宛て郵便物として差し出すことができないもの)</p> <p>第10条 この約款に定める条件を満たさないもの又は詐欺行為を意図して若しくは支払うべき料金を故意に支払うことなく差し出されるもののほか、次に掲げる物は、これを外国宛て郵便物として差し出すことはできません。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 次の爆発性又は発火性の物質及び放射性物質その他の危険物 ア 当社が別に定める爆発性又は発火性の物質及び放射性物質その他の危険物 (<b>第103条 (放射性物質)、第104条(伝染性物質)、第105条</b> (リチウム単電池及びリチウム組電池) の規定に従って差し出されるもの及び船便扱いとするものであって、当社が別に定めるものを除きます。)</p> <p>イ (略)</p> <p>(8) 生きた動物 (当社が別に定めるものを除きます。)</p> <p>(9) (略)</p> <p>2 前項(1)、(4)及び(7)のアに該当するものの品目は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(注1)・(注2) (略)</p> <p>(注3) 第1項(8)の当社が別に定めるものは、次に掲げる物であって、通常郵便物 (保険付とするものを除きます。) 又はEMS郵便物 (2万円を超える損害賠償額の申出のあるものを除きます。) として差し出されるものとします。ただし、別冊「国際郵便条件表」において、これらの物の送付を認める旨を規定している国に宛てたものに限ります。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(注4) (略)</p> <p>(通常郵便物の大きさ及び重量の制限)</p> <p>第16条 通常郵便物の大きさ及び重量の制限は、次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">通常郵便物の種類</th> <th colspan="2">大きさ</th> <th rowspan="2">重量</th> </tr> <tr> <th>最小限</th> <th>最大限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 書状</td> <td>(1) 卷物体のもの 長さと直径の2倍の合計 <u>17センチメートル</u> <u>長さ 10センチメートル</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	通常郵便物の種類	大きさ		重量	最小限	最大限	1 書状	(1) 卷物体のもの 長さと直径の2倍の合計 <u>17センチメートル</u> <u>長さ 10センチメートル</u>	(略)	(略)	<p>(特別引出権と本邦通貨との換算割合)</p> <p>第7条 (略) 2 SDRと本邦通貨の換算割合は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(注) 第2項の当社が別に定める換算割合は、<u>2026年</u>1月1日から1SDRにつき<u>199.6413円</u>とします。</p> <p>(外国宛て郵便物として差し出すことができないもの)</p> <p>第10条 この約款に定める条件を満たさないもの又は詐欺行為を意図して若しくは支払うべき料金を故意に支払うことなく差し出されるもののほか、次に掲げる物は、これを外国宛て郵便物として差し出すことはできません。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 次の爆発性又は発火性の物質及び放射性物質その他の危険物 ア 当社が別に定める爆発性又は発火性の物質及び放射性物質その他の危険物 (第105条 (リチウム単電池及びリチウム組電池) の規定に従って差し出されるもの及び船便扱いとするものであって、当社が別に定めるものを除きます。)</p> <p>イ (略)</p> <p>(8) 生きた動物 (当社が別に定めるものを除きます。)</p> <p>(9) (略)</p> <p>2 前項(1)、(4)及び(7)のアに該当するものの品目は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(注1)・(注2) (略)</p> <p>(注3) 第1項(8)の当社が別に定めるものは、次に掲げる物であって、通常郵便物 (<u>書留又は保険付</u>とするものを除きます。) 又はEMS郵便物 (2万円を超える損害賠償額の申出のあるものを除きます。) として差し出されるものとします。ただし、別冊「国際郵便条件表」において、これらの物の送付を認める旨を規定している国に宛てたものに限ります。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(注4) (略)</p> <p>(通常郵便物の大きさ及び重量の制限)</p> <p>第16条 通常郵便物の大きさ及び重量の制限は、次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">通常郵便物の種類</th> <th colspan="2">大きさ</th> <th rowspan="2">重量</th> </tr> <tr> <th>最小限</th> <th>最大限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 書状</td> <td>(1) 卷物体のもの 長さと直径の2倍の合計 <u>30.4センチメートル</u> <u>長さ 21センチメートル</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	通常郵便物の種類	大きさ		重量	最小限	最大限	1 書状	(1) 卷物体のもの 長さと直径の2倍の合計 <u>30.4センチメートル</u> <u>長さ 21センチメートル</u>	(略)	(略)
通常郵便物の種類		大きさ			重量																
	最小限	最大限																			
1 書状	(1) 卷物体のもの 長さと直径の2倍の合計 <u>17センチメートル</u> <u>長さ 10センチメートル</u>	(略)	(略)																		
通常郵便物の種類	大きさ		重量																		
	最小限	最大限																			
1 書状	(1) 卷物体のもの 長さと直径の2倍の合計 <u>30.4センチメートル</u> <u>長さ 21センチメートル</u>	(略)	(略)																		

	(2) (1)に規定する形状以外のもの 長さ 14センチメートル 幅 9センチメートル (許容差は、(1)、(2)に規定するものそれぞれ0.2センチメートル)		
2 (略)	(略)	(略)	(略)
3 (略)	(略)	(略)	(略)
4 (略)		(略)	
5 小形包装物	<u>長さ 14.8センチメートル</u> <u>幅 10.5センチメートル</u> <u>(許容差は、それぞれ0.2センチメートル)</u>	(略)	
6 (略)	(略)		

(小包郵便物の大きさ及び重量の制限)

第36条 小包郵便物の大きさ及び重量の制限は、次のとおりとします。

大きさ		重量
最小限	最大限	
1 卷物体のもの 長さと直径の2倍の合計 <u>17センチメートル</u> <u>長さ 10センチメートル</u>	<u>次の(1)から(3)までの大きさのうち</u> <u>名宛国で採用しているもの</u> <u>(1) 長さ 1.5メートル</u> <u>長さと長さ以外の方向に計った横周との合計 3メートル</u> <u>(2) 長さ 1.05メートル</u> <u>長さと長さ以外の方向に計った横周との合計 2メートル</u> <u>(3) 長さ 1.05メートル</u> <u>長さと長さ以外の方向に計った横周との合計 1.8メートル</u>  <u>各国が採用している大きさについて</u> <u>は、第11条（国別の差出条件）に規定する差出条件によります。</u>	(略)
2 1に規定する形状以外のもの 長さ 14センチメートル 幅 9センチメートル (許容差は、1、2に規定するもの それぞれ0.2センチメートル)		

(書留の取扱い)

第76条 書留は、郵便物の引受け及び配達を記録し、郵便業務の取扱中においてその郵便物を亡

	(2) (1)に規定する形状以外のもの 長さ 14センチメートル 幅 9センチメートル (許容差は、(1)、(2)に規定するものそれぞれ0.2センチメートル)		
2 (略)	(略)	(略)	(略)
3 (略)	(略)	(略)	(略)
4 (略)		(略)	
5 小形包装物	<u>(1) 卷物体のもの</u> <u>長さと直径の2倍の合計</u> <u>30.4センチメートル</u> <u>長さ 21センチメートル</u> <u>(2) (1)に規定する形状以外のもの</u> <u>長さ 14.8センチメートル</u> <u>幅 10.5センチメートル</u> <u>(許容差は、(1)、(2)に規定するものそれぞれ0.2センチメートル)</u>	(略)	
6 (略)	(略)		

(小包郵便物の大きさ及び重量の制限)

第36条 小包郵便物の大きさ及び重量の制限は、次のとおりとします。

大きさ		重量
最小限	最大限	
1 卷物体のもの 長さと直径の2倍の合計 <u>長さ 1.5メートル、長さと長さ以外の方向に計った横周との合計3メートル以下（名宛国が採用している大きさの最大限が長さ1.5メートル、長さと長さ以外の方向に計った横周との合計3メートル未満である場合には、当該名宛国が採用している大きさの最大限によります。各国が採用している大きさの最大限については、第11条（国別の差出条件）に規定する差出条件によります。）</u>	<u>長さ 1.5メートル、長さと長さ以外の方向に計った横周との合計3メートル以下（名宛国が採用している大きさの最大限が長さ1.5メートル、長さと長さ以外の方向に計った横周との合計3メートル未満である場合には、当該名宛国が採用している大きさの最大限によります。各国が採用している大きさの最大限については、第11条（国別の差出条件）に規定する差出条件によります。）</u>	(略)
2 1に規定する形状以外のもの 長さ 14センチメートル 幅 9センチメートル (許容差は、1、2に規定するもの それぞれ0.2センチメートル)		

(書留の取扱い)

第76条 書留は、郵便物の引受け及び配達を記録し、郵便業務の取扱中においてその郵便物を亡

<p>失し、盗取され又は損傷した場合には、第111条（損害賠償金額）第3項に規定する額を限度として賠償する取扱いです。</p> <p>2 書留の取扱いは、通常郵便物（<u>船便扱いとするものを除きます。</u>）について行います。</p> <p>3 書留とする<u>郵便物</u>を受けたときは、差出人に郵便物の受領証を交付します。</p> <p>4 書留郵便物を差し出すためには、当社が別に定める宛名の記載条件に従っていただきます。</p>	<p>失し、盗取され又は損傷した場合には、第111条（損害賠償金額）第3項に規定する額を限度として賠償する取扱いです。</p> <p>2 書留の取扱いは、通常郵便物（<u>当社が別に定めるものに限ります。</u>）について行います。</p> <p>3 書留とする<u>通常郵便物</u>を受けたときは、差出人に郵便物の受領証を交付します。</p> <p>4 書留郵便物を差し出すためには、当社が別に定める宛名の記載条件に従っていただきます。</p>
<p><u>(注)</u> 第4項の当社が別に定める宛名の記載条件は、宛名は、鉛筆又は鉛筆以外で容易に消すことができるもので記載しないこととします。</p>	<p><u>(注1)</u> 第2項の当社が別に定めるものは、航空扱い及びS A L扱いとするものであって、書類のみを内容とするもの及び米軍関係郵便物の通常郵便物とします。</p> <p><u>(注2)</u> 第4項の当社が別に定める宛名の記載条件は、宛名は、鉛筆又は鉛筆以外で容易に消すことができるもので記載しないこととします。</p>
<p>（書留郵便物の表示）</p> <p>第77条 書留とする<u>郵便物</u>を差し出そうとするときは、差出人は、郵便物の表面の適当な位置に当社が別に定める表示をするか、又は差出しの際に申し出でいただきます。</p>	<p>（書留郵便物の表示）</p> <p>第77条 書留とする<u>通常郵便物</u>を差し出そうとするときは、差出人は、郵便物の表面の適当な位置に当社が別に定める表示をするか、又は差出しの際に申し出でいただきます。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(注) (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(注) (略)</p>
<p>（保険付の取扱い）</p> <p>第83条 保険付は、有価証券又は有価の書類を包有する航空扱いとする書状及び小包郵便物について、郵便業務の取扱中において亡失し、盗取され又は損傷した場合には、保険金額を限度として賠償する取扱いです。</p>	<p>（保険付の取扱い）</p> <p>第83条 保険付は、有価証券又は有価の書類を包有する航空扱いとする書状及び小包郵便物について、郵便業務の取扱中において亡失し、盗取され又は損傷した場合には、保険金額を限度として賠償する取扱いです。</p>
<p>2～5 (略)</p> <p>6 保険付郵便物を差し出すためには、当社が別に定める包装及び保険金額の表記の条件に従っていただきます。</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 第6項の当社が別に定める包装及び保険金額の表記の条件は、次のとおりとします。</p> <p>1～3 (略)</p> <p><b>4 郵便物が箱物の形をしているときは、特に次の要件を満たすこと。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>包装に使用する箱は、木製、金属製、プラスチック製又は他の何らかの頑丈な材質で十分な耐力があること。</u></li> <li>(2) <u>木製の箱の場合、板は少なくとも8ミリメートルの厚さを有すること。</u></li> <li>(3) <u>箱の上下の二面は、受取人の宛名及び保険金額の記載、業務上の印影を付すため白い紙で覆われていること。</u></li> <li>(4) <u>箱の前後左右の四面に封かんを施すこと。</u></li> <li>(5) <u>必要な場合には、この箱には、結び目のない強いひもを十字に掛け、ひもの両端を合わせて、その上に差出人を表す印影又は記号を有する封ろうによる封かんを施すこと。</u></li> </ul> <p><b>5 保険金額は、ローマ文字及びアラビア数字で略字を用いずに円貨及びS D Rで、郵便物の宛名の上部に表記すること。</b></p> <p><b>6 宛名及び保険金額は、鉛筆で記載しないこと。また、消したり、加筆しないこと。</b></p>	<p>2～5 (略)</p> <p>6 保険付郵便物を差し出すためには、当社が別に定める包装及び保険金額の表記の条件に従っていただきます。</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 第6項の当社が別に定める包装及び保険金額の表記の条件は、次のとおりとします。</p> <p>1～3 (略)</p>
<p><b>4 郵便物が箱物の形をしているときは、特に次の要件を満たすこと。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>包装に使用する箱は、木製、金属製、プラスチック製又は他の何らかの頑丈な材質で十分な耐力があること。</u></li> <li>(2) <u>木製の箱の場合、板は少なくとも8ミリメートルの厚さを有すること。</u></li> <li>(3) <u>箱の上下の二面は、受取人の宛名及び保険金額の記載、業務上の印影を付すため白い紙で覆われていること。</u></li> <li>(4) <u>箱の前後左右の四面に封かんを施すこと。</u></li> <li>(5) <u>必要な場合には、この箱には、結び目のない強いひもを十字に掛け、ひもの両端を合わせて、その上に差出人を表す印影又は記号を有する封ろうによる封かんを施すこと。</u></li> </ul> <p><b>5 保険金額は、ローマ文字及びアラビア数字で略字を用いずに円貨及びS D Rで、郵便物の宛名の上部に表記すること。</b></p> <p><b>6 宛名及び保険金額は、鉛筆で記載しないこと。また、消したり、加筆しないこと。</b></p>	<p><b>4 保険金額は、ローマ文字及びアラビア数字で略字を用いずに円貨及びS D Rで、郵便物の宛名の上部に表記すること。</b></p> <p><b>5 宛名及び保険金額は、鉛筆で記載しないこと。また、消したり、加筆しないこと。</b></p>

(調査請求)

第89条 調査請求は、小包郵便物、書留郵便物、保険付郵便物又は国際特定記録郵便とする郵便物に不着、内容品亡失、損傷、遅延等が発生した場合に、郵便物の差出人又は受取人の請求により、郵便物の取扱いについて調査する取扱いです。

2 (略)

(貴重品)

第102条 硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品は、第11条（国別の差出条件）に規定する差出条件により、これらを封筒に納め封かんした書留とする通常郵便物又は保険付郵便物として差し出すことができます。

(放射性物質)

第103条 放射性物質を内容品とする外国宛て郵便物は、その内容品についてあらかじめ税関の検査を受けたものを、当社が別に定める条件に適合することを条件として、書留とする航空扱いの小形包装物として差し出す場合に限り送付することができます。この取扱いをしない国については、第11条（国別の差出条件）に規定する国別の差出条件によります。

(注) 当社が別に定める条件は、別記14に掲げる条件とします。

(伝染性物質)

第104条 伝染性物質（当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）を内容品とする外国宛て郵便物は、当社が別に定める手続によりあらかじめ当社の承認を受けた研究機関が、その内容品についてあらかじめ税關の検査を受けたものを、当社が別に定める条件に適合することを条件として、当社が別に定める郵便物として差し出す場合に限り送付することができます。この取扱いをしない国については、第11条（国別の差出条件）に規定する国別の差出条件によります。

2 前項の郵便物のうち家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）による検疫を受けなければならない物品を包有するものについては、前項の検査のほか、動物検疫所の検査を受けたものでなければ差し出すことはできません。

3 前2項に規定する郵便物には、その外部に差出研究機関の名称及び所在地を記載していただきます。

(注1) 第1項の当社が別に定めるものは、人に影響を及ぼすA類の伝染性物質（危険物輸送に関する国連勧告において国連番号UN2814が割り当てられているものをいいます。）、動物に影響を及ぼすA類の伝染性物質（同勧告において国連番号UN2900が割り当てられているものをいいます。）及び医療又は臨床廃棄物（危険物輸送に関する国連勧告において国連番号UN3291が割り当てられているものをいいます。）とします。

(注2) 第1項の当社が別に定める手続は、次に定めるところによります。  
伝染性物質を包有する郵便物を外国に宛てて差し出し、又は外国から受領しようとする伝

(調査請求)

第89条 調査請求は、小包郵便物、書留郵便物、保険付郵便物又は国際特定記録郵便とする郵便物に不着、内容品亡失、損傷、遅延等が発生した場合に、郵便物の差出人又は受取人の請求により、郵便物の取扱いについて調査する取扱いです。ただし、国際特定記録郵便とする郵便物については、当社が別に定める国を除きます。

2 (略)

(注) 第1項の当社が別に定める国は、別冊「国際郵便条件表」に掲げる国とします。

(貴重品)

第102条 硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品は、第11条（国別の差出条件）に規定する差出条件により、これらを封筒に納め封かんした書留とする書状（金銭又は書類に該当する貴重品のみを包有するものに限ります。）又は保険付郵便物として差し出すことができます。

第103条及び第104条 削除

染性物質の研究を行う機関（以下「研究機関」といいます。）は、次に掲げる承認請求の方法により当社の承認を受けることとします。この場合において、当社は、その適格性について監督官庁の保証がある研究機関について承認します。なお、承認を受けた研究機関が、伝染性物質を包有する外国宛て郵便物について、郵便に関する条約又はこの約款の規定に違反した事実が判明した場合は、当社はその承認を取り消します。

**1 承認を受けようとする研究機関は、当社所定の書面に次に掲げる事項を記載して当社に提出すること。**

- (1) 研究機関の名称及び所在地
- (2) 監督官庁の名称

**2 承認を受けた研究機関は、その名称又は所在地を変更したときは、直ちに当社所定の書面を当社に提出すること。**

**(注3) 第1項の当社が別に定める条件は、別記15に掲げる条件とします。**

**(注4) 第1項の当社が別に定める郵便物は、書留とする航空扱いの小形包装物とします。**

別記2 ガラス製品その他壊れやすい物品、液体又は液化しやすい物品等を差し出す場合の特別な包装

区 别	包 装 方 法
1～8 (略)	(略)
<b>9 放射性物質</b>	<b>別記14に規定するところによること。</b>
<b>10 伝染性物質</b>	<b>別記15に規定するところによること。</b>
<b>11 リチウム単電池又はリチウム組電池</b>	別記16に規定するところによること。
<b>12 刀剣類(内国郵便約款 第9条(郵便物の包装) 第4項表中1に掲げる 物のうち銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年 法律第6号)第2条第2 項に規定する刀剣類を いいます。)</b>	刃の部分を適當なさやに納め、内容品のそれぞれを適當な保護材で包んだ上、堅固な箱に納め、箱と内容品との隙間に適當な保護材を詰めて内容品を固定し、かつ、航空扱い又はSAL扱いとする郵便物である場合は、その表面の見やすい所に当社が指定する表示をすること。

別記10 国際郵便料金受取人払の郵便物の表示

1 国際郵便受取人払の郵便物には、次の区分に従い、それぞれ次の表示をしていただきます。

- (1) (略)
- (2) 差出人が受取人において印刷した用紙を用いて表示をする場合

受取人払取扱局の指示に従い、受取人が次の例に倣って青色、緑色又は黒色で印刷した用紙を、差出人において郵便物の表面の見やすい所に送達中容易に剥がれないよう全面を密着させていただきます。

別記2 ガラス製品その他壊れやすい物品、液体又は液化しやすい物品等を差し出す場合の特別な包装

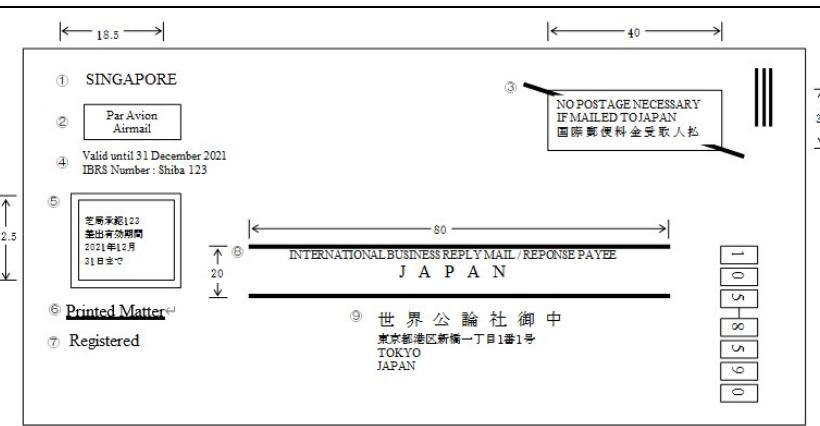
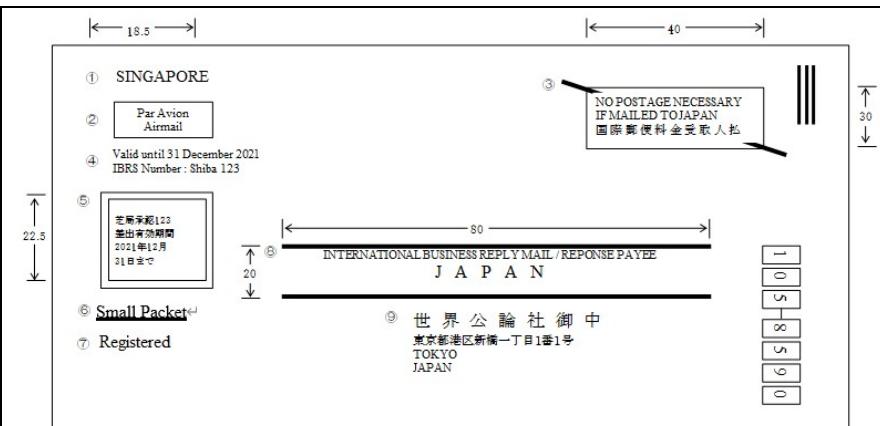
区 别	包 装 方 法
1～8 (略)	(略)
<b>9 リチウム単電池又はリチウム組電池</b>	<b>別記16に規定するところによること。</b>
<b>10 刀剣類(内国郵便約款 第9条(郵便物の包装) 第4項表中1に掲げる 物のうち銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年 法律第6号)第2条第2 項に規定する刀剣類を いいます。)</b>	刃の部分を適當なさやに納め、内容品のそれぞれを適當な保護材で包んだ上、堅固な箱に納め、箱と内容品との隙間に適當な保護材を詰めて内容品を固定し、かつ、航空扱い又はSAL扱いとする郵便物である場合は、その表面の見やすい所に当社が指定する表示をすること。

別記10 国際郵便料金受取人払の郵便物の表示

1 国際郵便受取人払の郵便物には、次の区分に従い、それぞれ次の表示をしていただきます。

- (1) (略)
- (2) 差出人が受取人において印刷した用紙を用いて表示をする場合

受取人払取扱局の指示に従い、受取人が次の例に倣って青色、緑色又は黒色で印刷した用紙を、差出人において郵便物の表面の見やすい所に送達中容易に剥がれないよう全面を密着させていただきます。



#### 備考

- 1 寸法の単位は、ミリメートルとします。
- 2 ①には、差出国名を英語により表示することとします（書留としない印刷物又は小形包装物に限ります。）。
- 3～10 （略）
- 2 （略）

#### 別記1 1 外国において国際郵便料金受取人払とすることを認められた郵便物の表示

外国において国際郵便料金受取人払とすることを認められた郵便物には、次の区分に従い、それぞれ次の表示をしていただきます。

- 1 （略）
- 2 差出人が受取人において印刷した用紙を用いて表示をする場合  
受取人が次の例に倣い印刷した用紙を、差出人において郵便物の表面の見やすい所に送達中容易に剥がれないよう全面が密着されているものとします。



#### 備考

- 1 寸法の単位は、ミリメートルとします。
- 2 ①には、差出国名を英語により表示することとします（小形包装物又は書留としない印刷物に限ります。）。
- 3～10 （略）
- 2 （略）

#### 別記1 1 外国において国際郵便料金受取人払とすることを認められた郵便物の表示

外国において国際郵便料金受取人払とすることを認められた郵便物には、次の区分に従い、それぞれ次の表示をしていただきます。

- 1 （略）
- 2 差出人が受取人において印刷した用紙を用いて表示をする場合  
受取人が次の例に倣い印刷した用紙を、差出人において郵便物の表面の見やすい所に送達中容易に剥がれないよう全面が密着されているものとします。



備考  
1～7 (略)

別記13 第69条（本邦以外の国に居住する者のその居住国以外の国における通常郵便物の差出し）の居住国及び居住国以外の国

**1 次に掲げる条件の全てを満たす通常郵便物**

- (1) 大きさが、長さ14センチメートル、幅9センチメートル以上、長さ38.1センチメートル、幅30.5センチメートル以内であること
- (2) 厚さが2センチメートル以内であること
- (3) 重量が500グラム以下であること
- (4) 書留又は保険付としないものであること
- (5) 小形包装物以外の郵便種別であること**

居住国	居住国以外の国
1 オーストラリア（ノーフォーク諸島を含みます。）、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク（フェローヌ諸島及びグリーンランドを含みます。）、フィンランド（オーランド諸島を含みます。）、フランス、万国郵便連合憲章第23条の規定により連合の領域に包含されるフランスの領土（仮領ポリネシア（クリッペルトン島を含みます。）、ニュー・カレドニア並びにワリス及びフツナ）、ドイツ、英国（ガーンジー、マン島及びジャージーを含みます。）、英國の海外領土（フォークランド諸島（マルヴィナス諸島）、ジブラルタル、ピトケアン、ヘンダーソン、デューシー及びオエノ諸島並びにトリスタン・ダ・クニヤ）、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、モナコ、オランダ、ニュージーランド（ロスの属地を含みます。）、ノルウェー、ポルトガル、サンマリノ、スペイン、スウェーデン、スイス、アメリカ合衆国並びにバチカン	2、3及び4に掲げる国
2 アルバ、キュラソー及びシント・マールテン、アンティグア・バーブーダ、バハマ、バーレーン、バルバドス、ブルネイ、クロアチア、キプロス、チェコ、ドミニカ、エストニア、グレナダ、香港、ハンガリー、韓国、クウェート、ラトビア、マカオ、マルタ、オランダカリブ領域（ボネール、サバ及びシント・ユースタティウス）、ニュージーランドの領土（クック）、英國の海外領土（アンギラ、バーミュダ諸島、英領ヴァージン諸島、ケイマン諸島、モントセラト並びにタークス及びカイコス諸島	3及び4に掲げる国

備考  
1～7 (略)

別記13 第69条（本邦以外の国に居住する者のその居住国以外の国における通常郵便物の差出し）の居住国及び居住国以外の国

**1 書類のみを包有する通常郵便物であって、次に掲げる条件の全てを満たすもの**

- (1) 大きさが、長さ14センチメートル、幅9センチメートル以上、長さ38.1センチメートル、幅30.5センチメートル以内であること
- (2) 厚さが2センチメートル以内であること
- (3) 重量が500グラム以下であること
- (4) 書留又は保険付としないものであること

居住国	居住国以外の国
1 2に掲げる国以外の国	2に掲げる国
2 第2項の表中3に掲げる国の中、一暦年においてその国から本邦に到着する通常郵便物の重量の合計が75トン以下であると見込まれる国	二

<p>島)、ポーランド、カタール、セントクリストファー・ネービス、サウジアラビア、シンガポール、スロバキア、スロベニア並びにトリニダード・トバゴ</p> <p><b>3 アルゼンチン、ペラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、チリ、中国、コスタリカ、キューバ、フィジー、ガボン、ジャマイカ、カザフstan、レバノン、リトアニア、マレーシア、モーリシャス、メキシコ、モンテネグロ、ナウル、ニュージーランドの領土（ニウエ）、北マケドニア、オマーン、パナマ、ルーマニア、ロシア、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セルビア、セーシェル、南アフリカ、スリナム、タイ、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦並びにベネズエラ</b></p> <p><b>4 アルバニア、アルジェリア、アフガニスタン、アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バングラデシュ、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カーボベルデ、中央アフリカ、チャド、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コートジボワール、北朝鮮、コンゴ民主共和国、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エスワティニ、エチオピア、ガンビア、ジョージア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、インド、インドネシア、イラン、イラク、ヨルダン、ケニア、キリバス、キルギス、ラオス、レソト、リベリア、リビア、マダガスカル、マラウイ、モルディブ、マリ、モーリタニア、モルドバ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、英國の海外領土（アセンション及びセント・ヘレナ）、パキستان、パレスチナ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セネガル、シェラレオネ、ソロモン、ソマリア、南スーダン、スリランカ、スーダン、シリア、タジキスタン、タンザニア、ニュージーランドの領土（トケラウ）、アメリカ合衆国の海外領土（東サモア）、東ティモール、トーゴ、トンガ（ヌカロフェを含む。）、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベトナム、サモア、イエメン、ザンビア及びジンバブエ</b></p>	<p>4に掲げる国</p> <p>—</p>
--	------------------------

2 1以外の通常郵便物（当社に支払われるその郵便物を配達するための費用に相当する報酬の額が、居住国から支払われたであろう額を下回るものに限ります。）

居住国	居住国以外の国
1 第1項の表中1、2及び3に掲げる国	第1項の表中4に掲げる国
2 第1項の表中4に掲げる国	—

2 1以外の通常郵便物

居住国	居住国以外の国
1 オーストラリア（ノーフォーク島を含みます。）、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク（フェロー諸島及びグリーンランドを含みます。）、フィンランド（オーランド諸島を含みます。）、フランス、万国郵便連合憲章第23条の規定により連合の領域に包含されるフランスの領土（仏領ポリネシア（クリッペルトン島を含みます。）、ニューカレドニア並びにワリス及びツナ）、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、モナコ、オランダ、ニュージーランド（ロス属地を含みます。）、ノルウェー、ポルトガル、サンマリノ、スペイン、スウェーデン、スイス、英國（ガーンジー、マン島及びジャージーを含みます。）、英國の海外領土（フォークランド諸島（マルヴィナス諸島）、ジブラルタル、ピトケアン、ヘンダーソン、デューシー及びオエノ諸島並びにトリスタン・ダ・クニヤ）、アメリカ合衆国並びにバチカン	次のいずれかの国とします。 (1) 2に掲げる国の中、一暦年においてその国から本邦に到着する通常郵便物の重量の合計が25トン以下であると見込まれる国 (2) 3に掲げる国の中、一暦年においてその国から本邦に到着する通常郵便物の重量の合計が75トン以下であると見込まれる国
2 アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルバ、キュラソー、シント・マールテン、バハマ、バーレーン、バルバドス、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、チリ、中華人民共和国、コスタリカ、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、ドミニカ、エストニア、フィジー、ガボン、グレナダ、香港、ハンガリー、ジャマイカ、カザフスタン、クウェート、ラトビア、レバノン、リトアニア、マカオ、マレーシア、マルタ、モーリシャス、メキシコ、モンテネグロ、ナウル、オランダカリブ領域（ボネール、サバ及びシント・ユースタティウス）、ニュージーランドの領土（クック及びニウエ）、北マケドニア、オマーン、パナマ、ポーランド、カタール、大韓民国、ルーマニア、ロシア、セントクリストファー・ネービス、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、サウジアラビア、セルビア、セーシェル、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、シリナム、タイ、トリニダード・トバゴ、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英國の海外領土（アンギラ、バーミュダ諸島、英領ヴァージン諸島、ケイマン諸島、	(1) 左欄の居住国が、一暦年においてその国から本邦に到着する通常郵便物の重量の合計が25トンを超えると見込まれる国である場合 次のいずれかの国とします。 ア 左欄に掲げる国の中、一暦年においてその国から本邦に到着する通常郵便物の重量の合計が25トン以下であると見込まれる国 イ 3に掲げる国の中、一暦年においてその国から本邦に到着する通常郵便物の重量の合計が75トン以下であると見込まれる国

	<p><u>モンテセラト並びにタークス及びカイコス諸島）、ウルグアイ並びにベネズエラ</u></p> <p><u>3 アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バングラデシュ、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボベルデ、カンボジア、カメルーン、中央アフリカ、チャド、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コートジボワール、北朝鮮、コンゴ民主共和国、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エスワティニ、エチオピア、ガンビア、ジョージア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、インド、インドネシア、イラン、イラク、ヨルダン、ケニア、キリバス、キルギス、ラオス、レソト、リベリア、リビア、マダガスカル、マラウイ、モルディブ、マリ、モーリタニア、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ネパール、ニュージーランドの領土（トケラウ）、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、パキスタン、パレスチナ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、モルドバ、ルワンダ、サモア、サントメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ、ソロモン、ソマリア、南スーダン、スリランカ、スーダン、シリア、タジキスタン、東ティモール、トーコ、トンガ（ニウアフォオウを含みます。）、チュニジア、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、タンザニア、英國の海外領土（アセンション）、ウズベキスタン、アメリカ合衆国の海外領土（米領サモア）、バヌアツ、ベトナム、イエメン、ザンビア及びジンバブエ</u></p>	<p>(2) 左欄の居住国が、一暦年においてその国から本邦に到着する通常郵便物の重量の合計が25トン以下であると見込まれる国である場合 3に掲げる国の中、一暦年においてその国から本邦に到着する通常郵便物の重量の合計が75トン以下であると見込まれる国</p> <p>次のいずれかの国とします（左欄の居住国が、一暦年においてその国から本邦に到着する通常郵便物の重量の合計が75トンを超えると見込まれる国である場合に限ります。）。</p> <p>(1) 2に掲げる国の中、一暦年においてその国から本邦に到着する通常郵便物の重量の合計が25トン以下であると見込まれる国</p> <p>(2) 左欄に掲げる国の中、一暦年においてその国から本邦に到着する通常郵便物の重量の合計が75トン以下であると見込まれる国</p>
--	---	---

別記13の2 国際特定記録の取扱いを行う国又は地域

国又は地域（右欄に掲げる取扱地域に限ります。）	取扱地域
-------------------------	------

別記13の2 国際特定記録の取扱いを行う国又は地域

地帯	国又は地域
----	-------

大韓民国	全地域
台湾	全地域
中華人民共和国	全地域
フィリピン	全地域
香港	全地域
マカオ	全地域
インド	全地域
インドネシア	全地域
カンボジア	全地域
シンガポール	全地域
タイ	全地域
ブータン	全地域
ベトナム	全地域
マレーシア	全地域
オーストラリア	全地域
ニュージーランド	全地域
アメリカ合衆国及びその海外領土	全地域
カナダ	全地域
メキシコ	全地域
イスラエル	全地域
トルコ	全地域
アイルランド	全地域
イタリア	全地域
英國	全地域
オーストリア	全地域
オランダ	全地域
ギリシャ	全地域
スイス	全地域
スウェーデン	全地域
スペイン	全地域
デンマーク	全地域
ドイツ	全地域
ノルウェー	全地域
ハンガリー	全地域
フィンランド	全地域
フランス	全地域
ベルギー	全地域
ポーランド	全地域
ポルトガル	全地域
ブラジル	全地域

第1地帯	大韓民国、台湾、中華人民共和国
第2地帯	インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス
第3地帯	<p>1 オセアニア地域 オーストラリア、キリバス、クック、サモア、ツバル、ニュー・カレドニア、ニュージーランド、バヌアツ、フィジー、仏領ポリネシア</p> <p>2 北アメリカ カナダ、メキシコ</p> <p>3 中近東地域 アラブ首長国連邦、イスラエル、イラク、イラン、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、トルコ、バーレーン、ヨルダン、レバノン</p> <p>4 ヨーロッパ アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英國、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、ジブラルタル、ジャージー、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル（アゾレス諸島及びマデイラ諸島を含みます。）、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルク</p>
第4地帯	アメリカ合衆国及びアメリカ合衆国の海外領土（グアム、ウェーキ、北マリアナ諸島、ミッドウェイ諸島、米領サモア、プエルトリコ、米領ヴァージン諸島）
第5地帯	<p>1 アフリカ アルジェリア、アンゴラ、ウガンダ、エジプト、エチオピア、ガーナ、ガボン、ガンビア、ギニア、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、シェラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、セネガル、タンザニア、チュニジア、トーゴ、ナイジェリア、ベナン、マダガスカル、南アフリカ共和国、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、モロッコ、リベリア、ルワンダ、レユニオン</p> <p>2 中央アメリカ及び西インド諸島 エルサルバドル、ガドループ、キューバ、コスタリカ、ジャマイカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、パナマ、ホンジュラス、マルチニーク</p> <p>3 南アメリカ アルゼンチン、エクアドル、コロンビア、チリ、ブラジル、ペネズエラ、ペルー</p>

別記 1 4 放射性物質を包有する郵便物の差出条件

1 放射性物質を含有する郵便物は、それぞれの適用除外包装物（国際原子力機関の現行版の「放射性物質安全輸送規則」（SSR-6）（以下この1において「規則」といいます。）で定める適用除外包装物をいいます。）について規則で定める要件を満たし、かつ、規則第四表（適用除外包装物の放射能限度）において認められている放射能値の10分の1を超えないこと及び六フッ化ウランを包有していないことを条件として、本邦内の権限がある機関からあらかじめ許可を得たものであること。

2 放射性物質を包有する郵便物の外部の包装には、差出人が、当該物質に適用される国連の番号を次の票符に記入し、かつ、同票符を貼り付けること。さらに、外部の包装は、差出人の住所氏名のほかに、配達不能の場合には返送することを請求する旨を大文字により記載すること。



3 差出人は、内部の包装に自己の住所氏名及び郵便物の内容品を記載すること。

4 空の包装容器を差出元に返送する場合には、2の票符は明瞭に横線を引いて抹消します。

別記 1 5 伝染性物質を包有する郵便物の差出条件

1 國際連合危険物輸送勧告（規則番号ST/SG/AC10/1）に規定する患者（人又は動物）から採取された検体であって例外とされるものを包有する郵便物の差出条件は、次のとおりとします。

- (1) 郵便物への検体の包有は、最小限とすること。
- (2) 検体は、航空運送に耐えるものとし、かつ、検体の種類により、英語又はフランス語で、"Exempt human specimen" / "Echantillon humain exempté"（「人体から採取された検体で例外とされるもの」の意）又は"Exempt animal specimen" / "Echantillon animal exempté"（「動物から採取された検体で例外とされるもの」の意）の表示を行うこと。
- (3) 包装は、次のとおり構成されること。

ア 内部の包装

- (7) 不漏出性の一又は二以上の第一の容器
- (1) 不漏出性の第二の包装
- (4) 検体が液体の場合は、内容品全体を吸収するため、かつ、液体漏れが外部の包装の元の状態を損なわないようするために十分な量の吸収性の材料を(7)と(1)の間に詰めること。
- (I) 二以上の壊れやすい第一の容器を单一の第二の包装に入れる場合には、当該容器間にお

別記 1 4 削除

ける一切の接触を防ぐために、当該容器を一個ごとに包装するか又はそれらが接触しないよう離して入れること。

イ 外部の包装

容器の容積、重量及び容器の予想される使用に応じた堅固さを有すること。包装は、その一面が少なくとも 100 ミリメートル四方の大きさを有すること。

- (4) 郵便物を差し出す際に、当社所定の書面を事業所に提出すること。

2 伝染性のある又は人若しくは動物に対する伝染性の疑いが十分にあり、かつ、B類（U N 3 3 7 3）の基準に合致する伝染性物質を包有する郵便物の差出条件は、次のとおりとします。

(1) 郵便物が名宛地に良好な状態で到着するように包装すること。また、郵便物は、最新の国際民間航空機関（以下「I C A O」といいます。）の技術に関する説明書及び国際航空運送協会（以下「I A T A」といいます。）の危険物に関する規則に規定する包装基準 6 5 0（以下単に「包装基準 6 5 0」といいます。）に従って包装されていることを確認すること。

(2) 包装は、良質なものとし、かつ、運搬機材間又は運搬機材と上屋間の積換え及び後続の人力又は機械によるパレット又はオーバーパックからの取卸しを含む運送途上において、通常発生する衝撃又は行われる積載作業に対して十分な耐力を有するものであること。

(3) 容器は、次の要素で構成されること。

ア 第一の容器

イ 第二の包装

ウ 堅固な外部の包装

(4) 第一の容器は、通常の運送条件下において、破損せず、また、その内容品が第二の包装に漏出することのないよう第二の包装の中に包有すること。第二の包装は、適切な緩衝材とともに外部の包装の中に保護すること。また、内容品の漏出により緩衝材又は外部の包装が変質しないものとすること。

(5) 外部の包装の、少なくとも一の面は、100 ミリメートル × 100 ミリメートルの大きさを有すること。

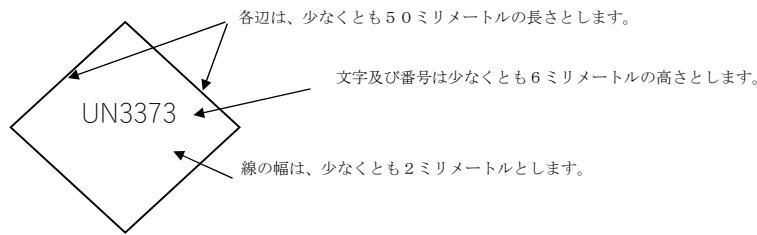
(6) 容器全体は、I C A O の技術に関する説明書及び I A T A の危険物に関する規則に定める落下試験（落下の高さは、1. 2 メートルを下回らないものとします。）に耐え、第一の容器から内容品が漏出せず、かつ、液体の物質の送付に用いるものにあっては、第二の包装内において第一の容器が吸収性の材料により保護された状態が保たれるものであること。

(7) 内容品の品目ごとの記述は、第二の包装とその外側との間にに入れること。

(8) 郵便物に、「BIOLOGICAL SUBSTANCE, CATEGORY B」（「生物学上の物質、B類」の意）の表示を記載すること。

(9) 次の表示を、対照的な色彩を背景として、外部の包装の外側の表面に行うこと。この表示は、明瞭に視認され、かつ、判読できるものとし、正方形を 45 度の角度で傾けた形状のもの（菱形）とすること。また、容器をオーバーパックに入れる場合は、この表示を、明瞭に視認されるようにするか又はオーバーパックの外側に再表示すること。

なお、郵便物に表示する正式輸送品目名「BIOLOGICAL SUBSTANCE, CATEGORY B」（「生物学上の物質、B類」の意）の文字は、少なくとも 6 ミリメートルの高さとし、この表示の傍らに表示すること。



(10) 外部の包装には、差出人の責任者の氏名、住所及び電話番号を記載すること。

(11) 液体の物質を送付する場合

- ア 第一の容器は、不漏出性のものとし、1リットルを超える液体の物質を包有しないこと。
- イ 第二の包装は、不漏出性のものとすること。
- ウ 二以上の第一の容器を单一の第二の包装に入れる場合には、第一の容器は、一個ごとに包装するか又はそれらが接触しないよう離して入れること。
- エ 吸收性の材料を第一の容器と第二の包装との間にに入れること。この吸收性の材料は、液体の物質の漏洩により、緩衝材又は外部の包装を変質させないよう第一の容器の内容品全体を吸収する十分な量とすること。
- オ 第一の容器又は第二の包装は、不漏出性を失うことなく、95キロパスカル(0.95バル)の内圧に耐えることができるものであること。
- カ 外装の総容量が、4リットルを超えないこと(ただし、その容量には、内容品の見本を冷却するために使用される氷又はドライアイスは含まれません。)。

(12) 固体の物質を送付する場合

- ア 第一の容器は、防塵性のものとし、かつ、外部の包装の重量を超えないものとすること。
- イ 第二の包装は、防塵性のものとすること。
- ウ 二以上の第一の容器を单一の第二の包装に入れる場合には、第一の容器は、一個ごとに包装するか又はそれらが接触しないよう離して入れること。
- エ 物質の一部、組織又は全体が包有される包装を除き、外装の総容量は、4リットルを超えないこと(ただし、その容量には、内容品の見本を冷却するために使用される氷又はドライアイスは含まれません。)。

(13) 冷却又は冷凍された見本を送付する場合

- ア ドライアイス又は液体窒素を、見本を冷却する目的で使用する場合は、ICAOの技術に関する説明書及びIATAの危険物に関する規則のあらゆる適合要件に合致すること。氷又はドライアイスは、第二の包装の外側又は外部の包装若しくはオーバーパックの中に入ること。氷又はドライアイスが溶解しても、第二の包装が当初の位置に留まるよう内部の支柱を設けること。氷を使用する場合、外部の包装又はオーバーパックは不漏出性のものとすること。ドライアイスを使用する場合は、包装は、それを損傷させる圧力を生じさせないように炭酸ガスの排出を可能とするよう設計され、かつ、製造されたものとすること。
- イ 第一の容器及び第二の包装は、使用する冷却材の温度においても、また、冷却材が効果を失った場合の温度及び圧力においても、変質しないものとすること。

(14) ドライアイスが冷却材として使用される場合は、最新のICAOの技術に関する説明書及びIATAの危険物に関する規則に規定する包装基準954に合致しなければならないこと。この場合、包装基準650に適用されるもののほか、ドライアイスを包有する場合の包装に適用される記載及び表示の要件にも従うこと。

(15) その他の危険物は、伝染性物質の生存力を維持し、安定化し若しくは劣化を防止し、又はその危険性を中和するために必要とされない限り、伝染性物質と同一の包装の中に入れないこと（第3分類、第8分類又は第9分類に属する30ミリリットル以下の量の危険物は、I C A Oの技術に関する説明書及びIATAの危険物に関する規則に合致していることを条件に、伝染性物質を包有する個々の第一の容器に入れることができます。また、これらの少量の危険物が、包装基準650に従って伝染性物質とともに包装される場合は、この別記15の2の要件を満たす必要はありません。）。

(16) 郵便物を差し出す際に、当社所定の書面を事業所に提出すること。

附 則（2025年12月3日 2025-日国郵第0188号）

この改正規定は、2026年1月1日から実施します。